

と き 令和 2 年 8 月 2 7 日

ところ 小 牧 市 役 所 本 庁 舎
3 階 3 0 1 会 議 室

小 牧 市 農 業 振 興 地 域 整 備 促 進 協 議 会

議 事 録

小 牧 市

小牧市農業振興地域整備促進協議会議事録

1 開会の日時と場所

令和2年8月27日 午前9時30分

小牧市役所本庁舎 3階 301会議室

2 出席した委員

石田 昭代	稲垣 武磨	落合 重之
川橋 宗之	熊澤 大	栗木 逸治
永井 了	水谷 浩孝	

3 欠席した委員

なし

4 出席を求められた職員

小牧市地域活性化営業部農政課長	宮下 美則
小牧市地域活性化営業部農政課農地係長	藤田 益雄
小牧市地域活性化営業部農政課農地係主事	松井 雅仁

5 傍聴人

なし

6 会議の目的

1. 議題 (1) 会長及び副会長の互選について
2. 議事 第3号議案 農用地利用計画変更申出の意見決定について

7 会議の要領

小牧市地域活性化営業部農政課長が開会を宣す。

(午前9時30分)

事務局長

みなさま、改めましておはようございます。本日はご多忙の中、小牧市農業振興地域整備促進協議会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

委員就任につきましてご快諾いただきありがとうございます。重ねてお礼申し上げます。

小牧市農業振興地域整備促進協議会の委員につきましては任期は3年間となります。皆さまには令和5年7月19日までの3年間、よろしく願いいたしたいと思っております。

なお任命書につきましては、誠に失礼ではございますが、机上に配布させていただいておりますので、ご了承いただきたいと思います。

本日は、新しい委員に任命されましてから、初めての協議会となりますので、市長名での招集ということでございます。

それでは、ただいまから第3回小牧市農業振興地域整備促進協議会を開催させていただきます。

議事に入りたいと思いますが、まず改選後最初の協議会でありますので、会長が選出されるまでの仮議長を、地方自治法第107条を準用し、年長委員でお願いしたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

事務局長

それでは、永井委員が年長者になりますので、仮議長をお願いしたいと思います。

永井委員

はい。

事務局長

それでは以後の進行を仮議長にお願いしたいと思います。

仮議長

仮議長を賜りました永井でございます。ただいまの出席者は8名、欠席者は0名、委員の過半数が出席していただいておりますので、条例第6条

により小牧市農業振興地域整備促進協議会は成立いたします。

議事に先立ち、議事録署名者を2名選出したいと思いますが仮議長から指名することにご異議ございませんか。

(異議なし)

仮議長

異議なしのご発言により、私より指名させていただきたいと思います。議事録署名者は石田 昭代委員、川橋 宗之委員のご両名にお願いします。それでは、ただ今から議事に入ります。

議題(1) 会長及び副会長の互選について

協議会の会長及び副会長は条例第5条により委員の互選により定めることになっております。

互選の方法ですが、指名推薦により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

仮議長

異議なしのご発言をいただきました。会長は指名推薦の方法で行います。まず、事務局に伺いますが、過去の会長はどのような方がなられましたか。お尋ねします。

事務局

過去の会長については前回の平成29年から令和2年と前々回の平成26年から平成29年ともにJA尾張中央代表理事専務の長田元委員が会長を務めていました。

仮議長

ただ今事務局から過去の状況について説明がありました。そのような状況であれば尾張中央農業協同組合代表理事専務の稲垣委員はいかがですか。みなさんはどうでしょうか。

川橋委員

過去の状況からしますと、私はJ A尾張中央農業協同組合代表理事専務の稲垣武磨委員が最適だと思います。

仮議長

ただいま、会長には稲垣 武磨委員に、という発言がございました。他に発言はございませんか。

(発 言 な し)

仮議長

他に発言もないようでありますので、会長は稲垣 武磨委員ということでご異議ございませんか。

(異 議 な し)

仮議長

異議なしと認め、会長は稲垣 武磨委員に決定させていただきます。続いて、副会長の指名推薦を行います。どなたかご発言はございませんか。

落合委員

私は2期にわたり長田会長の下で務めさせていただきましたが、これからは若い方にもやっていただきたいと思います。

そこで熊澤 大委員にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

仮議長

ただ今、落合委員より熊澤 大委員に副会長への指名推薦がありました。その他に発言はございませんか。

(発 言 な し)

仮議長

他に発言もないようですので、副会長は熊澤 大委員ということでご異議ござい

ませんか。

(異議なし)

仮議長

異議なしと認め、副会長は熊澤 大委員に決定させていただきます。
それでは、会長が選任されましたので、これより先の議事につきましては、稲垣会長にお願いすることといたします。ご協力ありがとうございました。

事務局長

永井委員、仮議長ありがとうございました。
それでは、会長及び副会長の両名よりご挨拶をいただきたいと思います。稲垣会長からご挨拶をお願いします。

(会長あいさつ)

事務局長

ありがとうございました。
続きまして、熊澤副会長より挨拶をいただきたいと思います。

(副会長あいさつ)

事務局長

ありがとうございました。
それでは、次の議案に進みたいと思いますので以後の進行は稲垣会長にお渡ししたいと思います。よろしくをお願いします。

会 長

それでは、次第に従いまして議事に入ります。
第3号議案 農用地利用計画変更申出の意見決定についてを上程します。
事務局から説明をお願いします。

事務局

本日は委員の改選後初めての協議会となりますので、最初に農振除外について、簡単にご説明させていただきたいと思えます。

お手元にあります、参考資料、農業振興地域制度、農地転用許可制度等についての1ページをご覧ください。

農業振興地域は、土地の自然的条件、地域人口や地域産業の将来見通し等から、長期的に農業の振興を図って行くべき地域として指定されています。さらに農業振興地域内において、1団の農地等を、農業の生産基盤として、「農用地区域」として指定しています。こちらが1ページの図にありますように左側に農業振興地域の中に農用地区という設定があります。農業振興地域というのは調整区域の中に設けられた地域となります。

農業振興地域内の農用地区域に指定されている農地のことを、一般的に「農振農用地」と呼んでいます。

続きまして、農振農用地に指定されている農地は、基本的には農地以外の利用はできません。しかし、次の5つの要件を満たしている場合は、農用地区域から除外し、転用できる場合があります。

次の2ページの下のところに除外要件があります。

- 要件1 申出地を農用地等以外のものにすることが必要かつ適当であり、他の土地で代わりがきかないこと。
- 要件2 周辺農地の集団化、農業上の利用の効率的利用に支障がないこと
- 要件3 担い手の農業経営に支障がないこと
- 要件4 土地改良施設の機能に支障がないこと
- 要件5 農業生産基盤整備事業の工事が完了した翌年度から8年が経過していること

この要件を満たしているものについて除外が認められるということになっております。

農振除外の申し出があった場合、この5つの要件を満たしているかどうかを審査することになりますが、要件5については、基盤整備事業完了から8年未経過の土地は小牧市内には現在はありません。申し出の受付は年に4回行っております。こ

ちらは A3 の農用地区域除外の要件をご覧ください。真ん中あたりに令和 2 年農用地区域変更の概略日程表とあります。左から 2 番目の枠に農振除外申出受付 2 月、5 月、8 月、11 月と小牧の場合はこの 4 回受け付けております。以後の右側はそれぞれのスケジュールとなっております。この予定に基づいて農業振興地域整備促進協議会を開催いたします。今回は農業振興地域整備計画の方が 2 月に改訂しましたので新しい計画書と図面を机の上に置かしていただきましたので、ご参考とさせていただきます。先ほどの農用地区域については図面の中では黄色が付いたところとなっております。

続いて、これからの議案の説明の中で農地区分、1 種から 3 種という言葉が出てきます。そちらについては先ほどの参考資料の 3 ページ真ん中に農用地区域内農地、甲種農地、1 種農地、2 種農地、3 種農地とあります。こちらの方は事務局で基準に基づき判断しておりまして、議案の中で説明させていただきます。なお、小牧市内には甲種農地はありません。

もう一つ説明の中でよく出てくる文言として特定都市河川浸水被害対策法という文言が出てきます。こちらはホチキス留めで新川流域雨水浸透阻害行為許可等、こちらの資料をご覧ください。小牧市内では小牧ジャンクション付近の一部を除きましてほぼ全域許可の対象地域となっております。こちらは新川流域の洪水等を防ぐために設けられたものとなります。500 m²以上の転用についてはこちらの許可が必要ということで説明の中に入ってきております。

それでは上程されました議案について説明します。

第 3 号議案 農用地利用計画変更申出の意見決定についてです。件数は 5 件です。議案書、参考図、利用計画図、公図を添付しております。

番号 1

・・・に本店を置く・・・が、・・・の所有する、・・・
田 834 m²を所有権移転し、駐車場を造成しようとするものとして説明。

番号 2

・・・に本店を置く・・・が、・・・の所有する、・・・
田 1,021 m²を所有権移転し、駐車場を造成しようとするものとして説明。

番号3

.....に本店を置く.....が、.....が所有する、.....
田 2,999 m²を所有権移転し、倉庫を建築しようとするものとして説明。

番号4

.....に在住の.....が、.....が所有する、.....の
一部 畑 699 m²のうち 406 m²を使用貸借権設定し、分家住宅を建築しようとする
ものとして説明。

番号5

.....に在住の.....が、.....が所有する、.....
田 436 m²を所有権移転し、分家住宅を建築しようとするものとして説明。

以上、件数5件。

田 5,696 m² 畑 0 m² 総面積 5,696 m²です。以上で説明を終わります。

会 長

ありがとうございました。ただ今事務局より提案理由の説明が終わりました。この5件につきまして何か皆さんからご質問またはご意見等ございますか。よろしく願いいたします。

永井委員

1番の.....、駐車場ということで、道路面に面しているところ
はいいと思うんですけども、これは地図の上が北でということで読まさせてもら
っていいんですよね。

事務局

はい。

永井委員

北側は農地ですよ。それから南側も農地ですよ。

事務局

はい。

永井委員

それで、私が疑問に思ったことは、いわゆる畦畔。畦畔部は駐車場にした場合に、畦畔部の管理はここに水路が入った場合、そういうところは誰が管理するのですか。

結果は地主が、際の人やらなきやならんもんだから、それに対して事務局の方からそういう指導というものはいただけるのか、それともそれは無理ということかなと思って。

事務局

転用された場合に隣地の農地に何か支障が出た場合は、転用者の方と相談しながらというかたちになると思います。転用によって水路が崩れたりとか土で埋まったりとかする場合は転用者の方が周辺農地に影響が出た場合は責任をもって対処するということになっておりますので、そちらの方でやっていただくかたちになっております。

特に転用者の原因でない場合は、水田の所有者の方がごみを取っていただいたりとかというかたちになるかとは思うんですけど。

会 長

永井委員よろしいでしょうか。

永井委員

はい。それと図面ですと4番ですね。これ住宅だから大丈夫だけど、こういうところの農地に運輸会社が入った場合に、ここって図面を見ていると空いているように見えるんですけど、これって水路か何かですかね。西側です。図面の左側です。

道路挟んで右側に9.0の道路に沿って書いてあるのですが、水路でないかと私は思うのですが。それから、左側の今のところの、これ民間だときちんと境なんかはやってもらえるんだと思うんですけど、民間の場合は。4番の左側ですね。

事務局

次の計画図のところかというと住宅があってそのすぐ西側の、4番の計画図の住宅

のすぐ西側のこの水路のことになりますか。

永井委員

そうです。

事務局

既存の水路が既にありますので、それが黄色の図面の方にも細かいですけど印字されているかたちです。

永井委員

なるほどね。ありがとうございます。

事務局

こちらは排水の方で道路側から水を取って西の水路に落ちているというような構造になっています。

会 長

その他ございませんか。

(意 見、質 問 な し)

会 長

よろしいでしょうか。

今5件の第3号議案の上程を行いました。「やむを得ない」として意見を決定することにご異議ございませんか。

(異 議 な し)

会 長

ありがとうございます。全員異議なしと認めていただきました。第3号議案 農用地利用計画変更申出の意見決定について、これら5件につきましては全て「やむを得ない」として意見決定されました。

これもちまして、第3回小牧市農業振興地域整備促進協議会を終了します。ありがとうございました。

(午前10時05分)

上記の議事の経過、要領及び結果を証するため議事録署名者において署名
押印する。

令和2年8月27日

小牧市農業振興地域整備促進協議会

会 長

委 員

委 員